

明治ホールディングス株式会社・株主からの 明治のお菓子寄贈プログラム



障がいのある子どもを対象に活動している
団体へのお菓子の寄贈先として、函館市内
で児童デイサービスの運営などを行っている
「みんなのさぼーたー わっとな」さんを、
寄贈先として選定いたしました！
児童デイサービスと、学童保育所
に通う子ども達の“おやつ”や、
12月に開催した「親子クリスマス会」
のプレゼントとして活用されました！

NPO法改正のお知らせ（平成30年10月1日施行分）

平成30年10月1日以降、毎年、 貸借対照表の公告が義務付けられます！

定款変更は必要ありませんか？NPO法人の定款で「公告の方法」を確認してみよう！

「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」
となっている場合、官報への掲載費用が毎年発生します！
この場合、貸借対照表の公告方法を検討する必要があります。

「貸借対照表の公告方法」は、以下の4つの方法となります。（NPO法第28条の2第1項）

- ①官報に掲載する方法（法人負担の掲載費用が発生）
- ②日刊新聞に掲載する方法（法人負担の掲載費用が発生）
- ③電子公告による方法（法人のインターネットホームページ、内閣府ポータルサイトなど）
- ④法人の主たる事務所において公衆のみやすい場所に掲示する方法

※定款内容の変更は、社員総会で議決し、北海道への届けが必要です。

まちづくりセンターでは、

「貸借対照表・公告についてのNPO相談会」を開催します。
開催日：2018年4月8日（日） 場所：函館市地域交流まちづくりセンター
《予約制》お申し込み・お問い合わせ：まちづくりセンター（TEL：0138-22-9700）
※その他、NPOの運営等についての相談も受け付けます。